

○ 内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表大型特殊自動車の項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を次のように定める。</p> <p>一 ホイール・キャリヤ</p> <p>二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十七条第一項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用される自動車（車体の大きさが長さおおむね百五十七センチメートル、幅おおむね七十センチメートルを超えないものに限る。以下この号及び次号において「特定自動車」という。）のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車に該当するもの以外のものであつて、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。次号において「保安基準」という。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。次号において「細目告示」という。）の規定のうち、次に掲げる規定に適合しないもの</p> <p>イ 昼間に限り運転する特定自動車にあつては、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号。ロ及びハにおいて「基準緩和告示」という。）第一条第八号に規定する規定</p> <p>ロ 二輪の特定自動車にあつては、基準緩和告示第一条第九号に規定する規定</p> <p>ハ イ及びロに掲げる特定自動車以外のものにあつては、基準緩和告示第一条第七号に規定する規定</p> <p>三 特定自動車のうち、前号に規定する原動機付自転車に該当するも</p>	<p>道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表大型特殊自動車の項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を次のように定める。</p> <p>ホイール・キャリヤ</p>

のであつて、保安基準及び細目告示のうち、次に掲げる規定に適合しないもの

イ 昼間に限り運転する特定自動車にあつては、道路運送車両の保安基準第六十七条第一項の規定により準用する同令第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成二十七年国土交通省告示第八百五十七号。ロにおいて「原動機付自転車に係る基準緩和告示」という。）第三号に規定する規定

ロ イに掲げる特定自動車以外のものにあつては、原動機付自転車に係る基準緩和告示第一号及び第二号に規定する規定